

株式会社 心和

虐待防止対応マニュアル

利用者の尊厳を守り，虐待のない事業所を目指して

放課後等デイサービス 太陽の子
就労継続支援B型事業所 心和の郷

はじめに

このマニュアルは、放課後等デイサービス 太陽の子及び就労継続支援B型事業所 心和の郷において、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、虐待の防止と早期発見・迅速な対応を行うために必要な事項を定めたものです。

利用者の人格と尊厳を尊重し、いかなる虐待も許容しないという姿勢を全職員が共有します。万が一虐待が疑われる事案が発生した場合には、迅速に対応し、利用者の安全を確保することを目的とします。

1. 虐待の定義と種類

(1) 虐待の種類

障害者虐待防止法における虐待の種類は以下のとおりです。

- ・身体的虐待：身体に外傷が生じる、または生じる恐れのある暴行を加えること（殴る・蹴る・縛る・薬物を使って身体をしばる等）
- ・性的虐待：わいせつな行為をすること、またはさせること
- ・心理的虐待：著しい暴言、著しく拒絶的な対応、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（脅す・無視する・差別的発言等）
- ・放棄・放置（ネグレクト）：衣食住の世話・医療行為が必要な場面での怠慢、または長時間放置すること
- ・経済的虐待：財産を不当に処分すること、または不当に財産上の利益を得ること

(2) 虐待が起こりやすい状況

以下のような状況や言動は虐待につながる可能性があります。職員は自身の言動を振り返り、不適切な関わりがないか常に確認します。

- ・利用者に対して命令口調・怒鳴り声で話す
- ・利用者の訴えや意思を無視する
- ・強引な介助・支援を行う
- ・個人の尊厳を傷つける発言をする
- ・職員の都合で利用者の生活リズムを乱す
- ・職員間での不適切な情報共有（利用者の個人情報の漏洩等）

2. 虐待防止のための取り組み

(1) 虐待防止委員会の設置

- 管理者を委員長とする虐待防止委員会を設置し、定期的を開催します（年2回以上）。
- 委員会では、虐待防止に関する研修内容の検討・事例の共有・マニュアルの見直しを行います。

(2) 虐待防止責任者の配置

○ 管理者またはサービス管理責任者が虐待防止責任者として、虐待防止に関する取組みを統括します。

【放課後等デイサービス はやと太陽の子】

虐待防止責任者：管理者兼児童発達支援管理責任者 上井 有加

【放課後等デイサービス こくぶ太陽の子】

虐待防止責任者：管理者兼児童発達支援管理責任者 富田 奈央

【指定障害福祉サービス事業所 心和の郷】

虐待防止責任者：サービス管理責任者 瀬戸口 真基子

○ 職員からの相談・報告を受け付け、適切に対応します。

(3) 職員研修の実施

○ 全職員に対して、採用時に虐待防止に関する研修を実施します。

○ 年1回以上、虐待防止に関する継続研修を実施します。

○ 研修では、虐待の定義・事例・対応方法・通報義務等について周知します。

3. 虐待の早期発見

(1) 気づきのポイント

以下のような変化が見られた場合、虐待が疑われます。職員は日常的に利用者の状態を観察し、異変を見逃さないようにします。

- ・ 不自然な場所・形状・程度の傷・あざ・骨折等がある
- ・ 急激に表情が暗くなった、おびえた様子を見せる
- ・ 特定の人物（職員・家族等）を極度に嫌がる・恐がる
- ・ 急激な体重減少・栄養不足・衛生状態の悪化がある
- ・ 金銭や財産が不自然に減少している様子がある
- ・ 利用者が虐待の事実を訴える、または訴えようとして恐れている様子がある

(2) 通報・報告義務

○ 職員は、虐待を発見した場合または虐待が疑われる場合、直ちに管理者に報告します。

○ 管理者は、事実確認の上、市区町村（障害者虐待対応窓口）または都道府県に速やかに通報します。

○ 通報は、確認が取れていない疑いの段階でも行うことができ、通報者は法的に保護されます（障害者虐待防止法第16条）。

○ なお、通報内容の秘密は守られ、通報したことを理由に不利益な取扱いを受けることはありません。

4. 虐待発生時の対応手順

(1) 緊急対応

- ① 利用者の安全を最優先に確保します。生命の危険がある場合は、直ちに 119 番・110 番に通報します。
- ② 虐待の事実または疑いを発見した職員は、速やかに管理者に報告します。
- ③ 管理者は、市区町村（障害者虐待対応窓口）に通報します。
- ④ 行為者（職員）を利用者から引き離し、緊急の被害拡大防止措置を行います。

(2) 事実確認・調査

- 管理者（または行政機関の指示のもと）が、関係する職員・利用者へのヒアリング・記録の確認等を通じて事実確認を行います。
- 調査は、行為者・被害者双方のプライバシーに配慮しながら公正に行います。
- 調査の記録は漏れなく作成・保管します。

(3) 行政・関係機関への対応

- 市区町村・都道府県からの調査・立入検査等には誠実に協力します。
- 行政機関の指示のもと、必要な措置（行為者の業務停止・配置変更等）を速やかに実施します。

(4) 再発防止

- 事案の事実確認・分析結果を踏まえ、具体的な再発防止策を策定します。
- 再発防止策を全職員に周知・徹底します。
- マニュアルの改訂が必要な場合は速やかに行い、職員研修を実施します。
- 虐待防止委員会にて事案を共有し、職場全体での再発防止意識を高めます。

5. 家庭（養護者）からの虐待への対応

家庭における虐待が疑われる場合も、障害者虐待防止法に基づき、市区町村への通報義務が生じます。

- 虐待の疑いを察知した職員は、直ちに管理者に報告します。
- 管理者は市区町村の障害者虐待対応窓口へ通報し、連携のもとで対応します。
- 利用者の安全確保のため、必要に応じて関係機関（相談支援事業所・警察等）と協力します。

6. 相談・通報窓口

虐待に関する相談・通報は以下の窓口に連絡してください。

- ・事業所内窓口

(放課後等デイサービス はやと太陽の子) : 0995-73-6892

担当: 管理者兼児童発達支援管理責任者 上井 有加

(放課後等デイサービス こくぶ太陽の子) : 0995-45-0801

担当: 管理者兼児童発達支援管理責任者 富田 奈央

(指定障害 h 串サービス事業所 心和の郷) : 0995-73-8863

担当: サービス管理責任者 瀬戸口 真基子

- ・市区町村 障害者虐待対応窓口 (各市区町村担当課)
- ・都道府県 障害者権利擁護センター
- ・緊急の場合: 警察 (110 番) ・救急 (119 番)